

第422回
令和6年度第3回北海道地方最低賃金審議会
議 事 録

令和6年8月5日

北海道労働局
北海道地方最低賃金審議会

1 日 時 令和6年8月5日（月）13:00～14:12

2 場 所 札幌第一合同庁舎 2階講堂

3 出席者

【委員】 公益委員 岩波委員、片桐委員、亀野委員、國武委員、蛭川委員
労働者委員 入江委員、金子委員、藤田委員、山田委員、渡辺委員
使用者委員 池田委員、片岡委員、久郷委員、中畑委員、馬込委員

【労働局】 労働局長、労働基準部長、賃金室長、賃金室長補佐、
賃金指導官、最低賃金係長

4 議事次第

- (1) 北海道最低賃金専門部会の審議報告について
- (2) 北海道最低賃金の改正決定について
- (3) 特定最低賃金の改正決定に係る必要性の有無について
- (4) 特定最低賃金の改正決定の諮問について
- (5) その他

5 議事内容

○賃金室長補佐

これより、第3回北海道地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、北海道地方最低賃金審議会委員15名全員が出席されていますので、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

また、本日の審議会は公開にて開催しております。会場には傍聴される方が14名と取材のため6社の記者の方がいらっしゃっていますことをご報告いたします。

それでは、審議会の議事進行を亀野会長にお願いいたします。

○亀野会長

それでは、早速議事に入りたいと思いますが、審議に先立ちまして北海道最低賃金審議会運営規程第7条に基づきまして、議事録を作成することとなっております。会長と労働者代表委員及び使用者代表委員から各1名が署名することとなっておりますので、本日の議事録署名委員として、労働者代表委員から渡辺委員、使用者代表委員から久郷委員を指名させていただきます。それぞれよろしくお願いたします。

それでは、議事次第(1)「北海道最低賃金審議会専門部会の審議報告について」でございます。これにつきましては、事務局より報告書を配布し、読み上げをお願いいたします。

○賃金室長

既にお手元に専門部会の報告書の写しを配布しておりますので、確認をお願いいたします。

読み上げさせていただきます。

令和6年8月5日

北海道地方最低賃金審議会 会長 殿

北海道地方最低賃金審議会 北海道最低賃金専門部会 部会長

標題：北海道最低賃金の改正決定に関する報告書

北海道最低賃金専門部会（以下「当部会」という。）は、令和6年7月3日、北海道地方最低賃金審議会に付託された北海道最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

1 本年度の北海道最低賃金の改正金額に関し、労使各側の意見の一致をみるに至らなかった。

2 当部会は、北海道最低賃金が地域経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつ、事業継続と雇用の維持、労働者の生活・暮らしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をすることが重要であるとの委員全員による共通理解の下で審議を行った。

3 本年度の調査審議にあたっては、最低賃金法のいわゆる3要素を考慮した審議を行った。具体的な内容は以下のとおりである。

(1) 労働者の生計費

労働者の生計費に関する指標である北海道消費者物価指数を見ると「持家の帰属家賃を除く総合」は、今年1月3.1%、2月3.8%、3月3.7%、4月3.5%、5月3.6%、6月3.5%（いずれも対前年同月比）となっている。これに対し、全国の状況では、今年1月2.5%、2月3.3%、3月3.1%、4月2.9%、5月3.3%、6月3.3%となっている。令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合、北海道の消費者物価指数の対前年上昇率は平均3.6%であり、前年同期の平均4.7%から引き続き高い水準となっている。消費者物価の上昇が続く中では、最低賃金近傍の賃金水準にある労働者の可処分所得が減少し、生活が苦しくなっている者も少なくないと考えられる。

(2) 賃金

賃金に関する指標を見ると、今年の連合北海道春季生活闘争（第7回集計結果）における組合規模計での賃上げ率は4.51%（昨年同時期3.30%）、これに対し全国は5.10%（昨年3.58%）であった。日本経済団体連合会2024年春季労使交渉・中小企業月例賃金回答集計結果における従業員500人未満事業所の

賃上げ率は3.92%（昨年2.94%）となっており、いずれも昨年よりも高い水準となっている。また、日本商工会議所の中小企業の賃金改定に関する調査における正社員の賃上げ率は3.62%、パート・アルバイト等の賃上げ率は3.43%となっている。

賃金改定状況調査結果の第4表③における賃金上昇率（北海道が属するBランク（産業計））は2.9%であった。

（3）通常の事業の賃金支払能力

法人企業景気予測調査（財務省北海道財務局）による北海道の中小企業の景況判断BSI（%ポイント）は、今年1～3月▲16.5、4～6月2.3、7～9月（見通し）9.7であるところ、全国の状況は、今年1～3月▲13.6、4～6月▲10.3、7～9月（見通し）▲2.7であった。企業短期経済観測調査（北海道）（日本銀行札幌支店）による中小企業の業況判断（「良い」－「悪い」・%ポイント）は、昨年12月11、今年3月10、6月16であるところ、全国の状況（中小企業）は、昨年12月9、今年3月7、6月7と推移していることなどから、企業の利益や業況について改善がみられる。一方、中小零細企業の中には、原材料費や人件費などのコスト上昇分の価格転嫁ができず、賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことにも留意した。

北海道における賃金上昇率については、全国と比較すると若干低いものの、昨年を上回る水準であり、企業全体の景況や業況は、全国よりやや高い水準となっていることが認められる。また、北海道の物価上昇率は全国平均よりもやや高い水準で推移している。

このように、いわゆる3要素のデータを全般的にみると、北海道の状況は全国平均と比較し大きな相違はみられなかったと判断できる。以上のことを総合的に勘案し、今年度の引上げ額については、中央最低賃金審議会の引き上げ額の目安である50円と同額にすることが適当であると考えられる。

4 当部会は、北海道労働局に対し、関係機関との連携を強化し、中小企業・小規模事業者が継続して賃上げしやすい環境整備をより一層推進することを求める。特に、賃金引上げ原資の確保に資する業務改善助成金について、その申請・報告に係る手続きの簡素化を図るなどの方策により最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくするとともに、業務改善助成金の申請件数を一層上げ、支給までの期間をより短縮できるよう、実効性のある施策を行うよう強く要望する。

また、当部会は、政府に対し、以下の3点を強く要望する。

- ① 物価上昇が続いていることを踏まえ、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備に関し、生産性の向上に対する支援を強化するとともに、官公需における対応や価格転嫁対策を含めた取引条件の改善等により一層取り組むこと。
- ② 下請け取引を適正化することも重要な課題であり、中小企業・小規模事業

者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費・エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境を整備するため、独占禁止法、下請法に基づく下請け取引の適正化の取り組み強化を検討するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を図ること。

- ③ 最低賃金の引上げは、扶養控除の範囲内で働きたいと希望する労働者の総実労働時間の減少につながるものであって、人手不足の現状に悩む事業者にとっては、看過できない問題であり、いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことができるよう、税・社会保障制度の見直しを検討すること。

なお、公益委員としては、中央最低賃金審議会において、各都道府県の地域間での最低賃金の格差是正を考慮した審議が行われることを引き続き期待するとともに、当部会の審議においても、最低賃金の地域間格差の是正に配慮する必要があるとの認識に至った。

- 5 最低賃金の改正の答申から企業が賃金の引上げを行うための準備期間を確保するため、改正の効力発生を1月または4月などを指定日とすべきとの使用者代表委員からの意見があった。労働者代表委員からは、発効時期を繰り下げるとは、最低賃金の近傍で働く労働者に不利益が生じるとの意見があった。当部会としては、発効時期の繰り下げを北海道のみで実施することとなった場合には他地域とのバランスの問題が生じることから、制度改正を含め、中央最低賃金審議会でも議論されるべきとの見解に至った。

- 6 当部会において、労使各側から、次のとおり主張があった。

労働者代表委員から、「時間給労働者について、組織された労働者の賃金は経営者との交渉によって引き上げられ、本年の引き上げ額及び加重平均額ともに、北海道最低賃金額を大きく上回っている。しかし、多くの未組織労働者は引き上げに関与できず、北海道地方最低賃金審議会でも答申された金額がひとつの目安になると思われる。このことは、地域間格差のみならず、北海道内で格差が生じることとなり、決して看過できるものではない。労働者側が求める格差是正及び大幅引き上げのためにも、前述の価格交渉に関する指針や北海道政労使会議で採択された共同宣言を強力に推し進め、労務費を含めた適正な価格での取引や価格転嫁を企業規模・業種問わず前進させることを期待する」との意見があった。

使用者代表委員から、「最低賃金は、経営状態の好不調の如何を問わず、違反した場合は罰則が科される強制力をもつことから、いわゆる3要素のデータを重視しつつ、支払能力の乏しい事業者にも配慮した水準であるべきと考えている。あらゆる物価が上昇傾向にある中では、最低賃金近傍で働く労働者の生活向上、また人材確保のためにも賃上げは必要であり、使用者側は賃金改定状況調査結果を踏まえつつ、消費者物価指数の平均値を上回る額、すなわち実質賃金の低下とならない額を専門部会に示したものの、その額は中央最低賃金審議会が示した目安には届かないものとなった。地方の最低賃金改正審議に多大な

影響を及ぼす目安審議においては、地方の実情に十分配慮した慎重な審議を求める。また、原材料・エネルギー価格の高騰により仕入れコストが大きく上昇している中、必要な利益を削りながら対応するなど賃上げ原資の確保に苦慮する企業への配慮も今後更に必要であり、賃上げ原資の確保のため、価格転嫁を促す枠組みの実効性を向上させることが重要である」との意見があった。

次に別紙1です。

北海道最低賃金

- 1 適用する地域
北海道の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,010円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
令和6年10月1日

続きまして、別紙2になります。

北海道最低賃金と生活保護との比較について

対象の年度ですが、生活保護の水準については、令和4年度が対象となります。令和4年度の住宅の実績値を加えた金額が105,420円、令和4年度の北海道最低賃金920円から月額を換算したところ、129,036円ということで、生活保護を上回った最低賃金となっております。

以上でございます。

○亀野会長

はい、ありがとうございます。

それでは、専門部会報告に関しまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

「なし」

○亀野会長

はい。それでは、特にないようですので、次の議事に進みます。

議事次第（２）「北海道最低賃金の改正決定」に入ります。

北海道最低賃金の改正決定につきまして、専門部会報告のとおり、北海道最低賃金を 50 円引き上げて時間額 1,010 円とすることを本審議会の意見としてよろしいか採決により決定したいと思います。

採決は、出席委員の過半数を持って決めます。

なお、審議会会長は採決に加わりませんが、可否同数の場合は、審議会会長の決するところによることとなります。

それでは、本審議会として、専門部会報告のとおり決定することに、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

事務局、確認してください。

○賃金室長

賛成の委員 9 名になります。

○亀野会長

はい、続きまして反対の委員の挙手をお願いいたします。

○賃金室長

反対の委員 5 名です。

○亀野会長

はい。それでは賛成多数と認めます。

よって、北海道最低賃金について、専門部会報告のとおり、50 円引き上げて時間額 1,010 円とすることを本審議会の意見といたします。

次に答申文の協議に入ります。

事務局は、準備ができ次第、答申文（案）を配布して読み上げてください。

○賃金室長

それでは配布いたしました答申文（案）について読み上げさせていただきます。

日 付：令和 6 年 8 月 5 日

宛 先：北海道労働局長

発信者：北海道地方最低賃金審議会 会長

標 題：北海道最低賃金の改正決定について（答申）

内 容：北海道地方最低賃金審議会（以下、「当審議会」という。）は、令和 6 年 7 月 3 日付け北労基発 0703 第 1 号をもって貴職から諮問のあった

標記について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので次のとおり答申する。

以下につきましては、専門部会報告書の「北海道地方最低賃金審議会専門部会」の部分を「北海道地方最低賃金審議会」と訂正したものであり、内容は同じものになりますので、読み上げの方は省略させていただきます。

以上でございます。

○亀野会長

はい、先ほど読み上げていただきました、この答申文（案）で、よろしいでしょうか。

「はい」

○亀野会長

異議がないようですので、この答申文（案）のとおり答申することといたします。事務局は答申文の準備をお願いいたします。

○亀野会長

それでは、北海道労働局長に本審議会の意見を答申いたします。

○亀野会長

ただいま、北海道労働局長に本審議会の意見を答申いたしました。北海道労働局長より挨拶があると伺っております。局長よろしくをお願いいたします。

○労働局長

委員の皆様方には大変ご多忙の中、本審議会にご出席をいただきましてありがとうございます。

ただいま、北海道地方最低賃金審議会の亀野会長より、北海道最低賃金の改正決定につきまして、50円引き上げて1時間1,010円とするという内容の答申をいただきました。

7月3日に諮問させていただいたのち、一か月以上にわたりまして、大変慎重かつ精力的に調査審議を重ねていただいたことにつきまして、まずは厚く御礼を申し上げます。

本年度は中央最低賃金審議会の過去最高額となる目安答申を受けての審議でありまして、物価の上昇が続き、実質賃金のマイナスが続く状況下で、最低賃金が地域労働者の生活基盤や地域産業の持続性等を支える上で果たす役割なども踏まえつつ、非常に難しいご判断をいただいたものと考えております。いただきました答申を尊重いたしまして、今後必要な事務手続きを速やかに進めてまいります。

本年度におきましても、改正後の北海道最低賃金の周知徹底、履行確保につきまして、万全を期してまいり所存でございます。

また、答申にございました中小企業・小規模事業者が継続して賃上げしやすい環境整備のための支援策につきましては、真摯に対応してまいります。

委員の皆様方には引き続きご指導いただくとともに、最低賃金の履行確保に向けてご支援を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

以上簡単ではございますが、お礼の挨拶に変えさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○亀野会長

はい。ありがとうございました。

それでは、事務局より北海道最低賃金の改正決定に関する今後の事務手続き等につきまして説明をお願いいたします。

○賃金指導官

事務局から、今後の日程をご説明いたします。

本日、答申をいただきましたので、本日付で審議会答申の要旨を公示いたします。公示期間を15日間と設定させていただきます。そして、8月20日を異議申出の締切りとさせていただきたいと思っております。

異議の申出があった場合は、本審議会を開催して審議をすることとなります。

異議がございました場合には、8月21日、水曜日に異議申出に関する審議のための本審を開催したいと考えており、8月21日の本審につきましては午前中に開催したいと考えております。会場は、札幌第一合同庁舎7階の北側会議室を予定しております。

異議審で申出のあった異議について棄却となった場合は、官報公示の手続きを行い、8月30日、金曜日に官報公示となり、公示から30日経過後の10月1日を指定しての発効となる予定でございます。

8月21日開催予定の異議審の詳細については、後日連絡いたします。

以上でございます。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

確認ですが、今の説明によりますと、8月20日の火曜日までに異議の申出があった場合は、8月21日の水曜日午前中に本審議会を開催して、異議申出について意見を求められることとなっておりますので、委員の皆さんのご協力をお願いいたします。

なお、異議申出に関して開催する本審につきましては、公開としております。

よろしいでしょうか。

「はい」

○亀野会長

では、そのようにさせていただきます。

次に、最低賃金審議会令第6条第7項に「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定されております。

そこで、最低賃金審議会専門部会の任務は、本日の答申を持って一応終了といたしますが、今後、異議の申出があれば、その処理が完了した時点で専門部会を廃止するということを決議したいと思います。

それでよろしいでしょうか。

「はい」

○亀野会長

それでは、異議なしということで、そのように決定をさせていただきます。

専門部会の皆さんは、大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

それでは、次の議事に入ります。

○亀野会長

議事次第の(3)「特定最低賃金の改正決定にかかる必要性の有無について」でございます。

この件につきましては、第2回の本審議会におきまして、運営小委員会で審議することとしていました。

運営小委員会からの報告をお願いいたします。

○賃金室長

それでは、運営小委員会から北海道最低賃金審議会本審への報告文について読み上げさせていただきます。お手元に4件報告文があると思いますので、同時に確認をお願いいたします。

日 付：令和6年8月5日

宛 先：北海道最低賃金審議会 会長

発信者：北海道最低賃金審議会 運営小委員会 委員長

標 題：北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

本 文：当小委員会は、令和6年7月29日北海道地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を行った結果、北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

2枚目以降につきましては、本文の内容については、標題等の業種が、「北海道鉄鋼業」、「北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具

製造業」、「北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」と変わりますが、すべて改正決定することを必要と認めるとの結論に達したことを報告する内容となっておりますので、読み上げを省略いたします。

以上でございます。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

今、事務局より読み上げられました運営小委員会からの報告につきまして、ご意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

「はい」

○亀野会長

特になければ、特定最低賃金4業種の改正決定にかかる必要性の有無について採決を行います。

よろしいでしょうか。

「はい」

○亀野会長

それでは、特定最低賃金4業種の改正決定に係る必要性ありに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

○賃金室長

賛成14名になります。

○亀野会長

それでは、特定最低賃金4業種の改正決定に係る必要性ありということを全会一致で認めます。

事務局から答申文（案）を配布の上、これも読み上げてください。

○賃金室長

それでは、お配りしました答申文（案）について読み上げさせていただきます。まず、（案1）です。

日付：令和6年8月5日

発信者：北海道地方最低賃金審議会 会長

宛先：北海道労働局長

標題：北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

内 容：当審議会は、令和6年7月29日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

以降、(案2)(案3)(案4)につきましては、標題等の業種がそれぞれ「北海道鉄鋼業」「北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」「北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」と変わりますが、全て改正決定することを必要と認めるとの結論に達したことを報告する内容となっておりますので、読み上げを省略させていただきます。

以上でございます。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

ただいまの答申文(案)のとおり北海道労働局長へ答申することによろしいでしょうか。

「異議なし」

○亀野会長

はい。それでは、全会一致で答申文(案)が了承されたものといたしまして、これより答申をいたします。

○亀野会長

次の議事次第(4)「特定最低賃金の改正決定の諮問」でございます。

北海道労働局長から、特定最低賃金4業種の改正決定の諮問がなされると伺っております。

それでは、事務局は諮問文を読み上げてください。

○賃金室長

それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

番 号：北労発基0805第1号

日 付：令和6年8月5日

宛 先：北海道地方最低賃金審議会 会長

発信者：北海道労働局長

標 題：最低賃金の改正決定について(諮問)

内 容：最低賃金法第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

1つ目 北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金

- 2つ目 北海道鉄鋼業最低賃金
 - 3つ目 北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業
 - 4つ目 北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業
- 以上でございます。

○亀野会長

はい。ただいま、北海道労働局長より4業種の特定最低賃金の改正決定について諮問を受けました。

局長よりご挨拶があると伺っております。

よろしく願いいたします。

○労働局長

先ほど、亀野会長より、4業種の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして、改正決定をすることを必要と認めるとの答申をいただきました。

これに伴い、ただいま答申いただいた4業種の特定最低賃金の改正決定についての諮問をさせていただいたところでございます。

委員の皆様方には、地域別最低賃金に引き続き、本特定最低賃金の改正決定についてご審議をお願いすることになりますが、何卒よろしく願い申し上げます。

○亀野会長

ありがとうございます。

委員の皆様には、改正決定に向けて、ご協力をよろしく願いいたします。

○亀野会長

次に、特定最低賃金の4業種ごとに専門部会を設置する必要があるがございますので、今後の日程等につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○賃金室長

今後の日程等についてご説明いたします。

特定最低賃4業種の専門部会の委員は、最低賃金法第25条第3項及び最低賃金審議会令第6条第1項の規定によりまして、1業種9名以内で構成することになっております。従来のおり、公労使それぞれ3名ずつ、計9名で各業種の専門部会を構成したいと考えております。

そこで、労働者並びに使用者を代表する委員の推薦公示を本日8月5日付で行います。公示期間を21日間おきまして、締切りを8月26日、月曜日とさせていただき、締切り日以降の可能な限り早い日付で任命できるように手続きを進めてまいりたいと思っております。

また、特定最低賃金の改正決定にかかる関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示につきましても、本日8月5日に公示いたしまして、公示期間を15日

間とさせていただきます。そして、8月21日、水曜日を締切日とさせていただきますと考えております。

提出されたご意見につきましては、その後開催する各産業別の専門部会に報告させていただきます。

特定最低賃金の改正決定の発効日についてですが、例年どおり12月1日を目指すということになりますと、10月3日水曜日が答申の期限ということになります。

また、第1回目の特定最低賃金の専門部会につきましては、本年度は4業種合同で開催を運営小委員会の方から求められておりますので、可能な限り日程を調整いたしまして、9月上旬頃には実施したいと考えております。

よって、第2回目以降の開催につきましては、4業種それぞれで調整し開催していく予定としております。

今後の日程につきましては、以上になります。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

今の事務局の説明について、何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局はそのとおり手続きを進めてください。日程についてもよろしくお願いいたします。

○亀野会長

次に、2つのことをここであらかじめ決議しておきたいと思っております。

1つ目は、設置されます4業種の特定最低賃金専門部会において、全会一致で改正金額が議決された場合には、最低賃金審議会令第6条第5項によりまして、専門部会の議決を本審議会の議決とするということです。

ただし、全会一致で議決されなかった場合には、本審議会を開催して議決する必要があります。これが一つ目でございます。

2つ目は、設置される4業種の特定最低賃金専門部会が、それぞれ北海道労働局長に対して答申を行った後、最低賃金審議会令第6条第7項により、異議申出等の期限が満了した段階で廃止するということでございます。

この2点につきまして、よろしいでしょうか。

「異議なし」

○亀野会長

はい。異議なしということで、そのように決定をさせていただきます。

4業種とも効率的に審議ができますよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、「その他」でございますが、何かございますでしょうか。

「なし」

○亀野会長

ご意見がないようでしたら、これをもちまして本日の審議会を閉会といたします。
ありがとうございました。

特に専門部会の皆さんには、7月3日に諮問されて以降、本日まで長期間にわた
りまして、真摯に議論を尽くしていただいたことに改めて感謝を申し上げます。

ありがとうございました。

以上